

食品に関するリスクコミュニケーション
～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～
議事録

平成 25 年 5 月 24 日

神戸会場（神戸市立新長田勤労市民センター（ピフレホール））

食品安全委員会
厚生労働省
消費者庁

○司会者（消費者庁・金田） お待たせいたしました。

ただいまから食品に関するリスクコミュニケーション「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会」を開催いたします。

本日、司会を務めます、消費者庁消費者安全課企画官、金田直樹でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本説明会は質疑応答での発言も含めまして公開で開催いたします。発言者、参加者の皆様の写真等が配信、報道されることがあることをあらかじめ御了承ください。

次に、お配りしてある資料についてですが、この説明会の次第の裏に記載してあるとおりでございます。もし足りない資料がございましたら、近くの係の者までお知らせください。

会場の外の机のほうには御自由にお持ちいただける資料を用意しております。休憩時間にでもお取りください。

それでは、初めに、この説明会の開催の趣旨とこれまでの経緯につきまして説明させていただきます。

冒頭の資料1、はじめにと書かれている資料をごらんください。

食品の安全を守る仕組みについてでございます。食品安全委員会や厚生労働省はそれぞれの役割を分担して、この現在さまざまな食品安全に関する取り組み、そして今回の BSE の対策の見直し等を進めているところでございます。食品の安全を守る仕組みとしまして、リスクを評価し、そして食べても安全かどうかを調べる、決めるというところがリスク評価を行う食品安全委員会の役割でございます。そして右側、厚生労働省、農林水産省などがこのリスク管理、食べても安全なようにルールを決めて監視するという役割を持っております。

また、全体を通してのリスクコミュニケーションはそのすべての役割として一体として行っております。消費者庁は各省が行うリスクコミュニケーションの相互調整を役割として今回は司会を担当させていただいています。本日はこのような役割で御説明をさせてい

ただきます。これらのリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションといえます3つの要素により食品の安全を守る仕組みであるリスク分析の評価機関、管理機関のイメージとして先ほどのこれは示したものでございます。御参考にしていただければと思います。

牛海綿状脳症につきましては、御存じのことと思いますが、改めて確認させていただきます。BSE、牛海綿状脳症は牛の病気の1つです。BSE プリオンと呼ばれる病原体が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。

この病気が牛の間で広まったのは、BSE 感染牛を原料とした肉骨粉を原料として使ったことが原因と考えられています。

BSE に感染した牛は、BSE プリオンが牛の脳や脊髄、回腸の一部といったところに蓄積をいたします。

人への影響についてですが、人にも孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病といったプリオン病がございます。1995年に英国で変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が初めて確認されております。Variant CJD と申しますが、これが BSE との関連性が示唆されているところでございます。

国内の BSE 対策の概要でございます。これまで国内の BSE 対策についてはさまざまな対策が取られてきました。農林水産省では生産農場での飼料の規制、厚生労働省においてはと畜場での牛の特定危険部位の除去、BSE の検査など規制が取られ、各自治体において画一に実施され、牛肉の安全性を確保しています。

世界における BSE 発生頭数の推移でございます。BSE の発生頭数は世界で現在非常に減ってきております。ピークであった年が 1992 年で、3 万 7,300 頭余りの BSE の牛が見つかっていましたが、2012 年では 21 頭、全世界で 21 頭と減ってきております。

日本や海外でさまざまな対策、特に牛の脳や脊髄などの組織を家畜のえさにまぜないといった規制が行われた結果として、世界じゅうで BSE の発生が激減し、リスクが低下した

ところであります。

BSE 対策の見直しであります。こうした中、対策の開始から 10 年が経過したのを機に、これまでの対策の内容、国際的な状況を最新の科学的知見、これらを踏まえまして、国内の検査体制、輸入条件といった対策の全般の再評価を実施することといたしました。

まず、BSE については、対策の開始 10 年を契機に、リスク管理機関である厚生労働省からリスク評価機関である食品安全委員会へ平成 23 年 10 月に対策の見直しに関する諮問が提出されました。その概要がこのスライドでございます。

大きく分けまして、1、国内措置であります。国内牛肉に関して検査対象月齢、特定危険部位、脳や脊髄、SRM の範囲。

また、2 の輸入牛肉に関しまして、月齢の制限、SRM、特定危険部位の範囲。さらに月齢を引き上げた場合の評価。これを厚生労働省から食品安全委員会へ依頼しました。この上の 1 と 2 の評価に関しては平成 24 年 10 月に食品安全委員会から結果を通知し、それに基づき、厚生労働省で平成 25 年 2 月と 4 月に改正を行ったところであります。

今回、3 つ目の諮問内容である国際的な基準を踏まえて、さらに月齢のしきい値を引き上げた場合のリスクについて、食品安全委員会で評価が行われました。3 の（1）の部分の、国内の検査対象月齢の引き上げにつきまして、評価結果が 5 月 13 日に食品安全委員会から厚生労働省へ通知されました。現在、厚生労働省において対策の見直しを行っているところであります。本日の説明ではこの部分を主に中心として行います。

本日の進め方でございます。

まず、食品安全委員会の酒井プリオン専門調査会座長から、BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価について御説明いたします。

次に、厚生労働省から、道野室長から BSE 対策の見直しについて。

続いて、国際獣疫事務局（OIE）による日本の BSE リスクステータス認定、そして飼料規制について、農林水産省の熊谷室長から御説明いたします。

今回は特に自治体の方をお招きしてと畜場における衛生管理について、本日は神戸市食

肉衛生検査所、松尾秀輝所長から御説明いただきます。

休憩を挟んで本日の説明者が会場の皆様からの質疑についてお答えいたします。

なお、事前にいただきました御質問につきましては、御質問の多かった事項を中心に、できる限り説明の中でふれられるよう、参考とさせていただきます。時間の都合上、すべての御質問にあらかじめお答えするのが難しい場合がございます。説明内容に含まれていない場合には、恐れ入りますが、質疑応答の時間に御質問いただければと思います。

閉会は 16 時前後を予定しております。本日はよろしくお願いたします。

では、説明をお願いします。

○酒井（食品安全委員会） こんにちは。ただいま紹介をいただきました食品安全委員会のプリオン専門調査会の座長を務めております酒井と申します。

ただいまの金田企画官から BSE の概要についてお話がございました。平成 13 年 9 月に我が国で最初の BSE の感染牛が確認されました。発症のメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、感染が明確なのは BSE 感染牛の肉骨粉を飼料として摂取したことによります。原因は明確でありますので、同年 10 月に飼料規制、これは国内でこの感染サイクルを阻止するために肉骨粉飼料の完全禁止を行いました。これによりまして出生年月でみて平成 14 年 1 月生まれが国内最終発生牛で、これ以降は感染牛の発生はありません。

したがって、牛の出生年月からみますと、11 年間、国内で発生はしていません。

最終の感染牛の確認は、21 年 1 月であり、101 か月齢の牛であります。いずれにしても、出誕生年月からは、この 11 年間、BSE の発生はないという現状がございます。

ただいま御説明がありましたように、国内措置である国内の検査対象月齢と、それから国境措置、いわゆる輸入検査の月齢制限についての答申は昨年 10 月にさせていただきました。今回は残っております上記 1 及び 2 を終えた後、国際的な基準を踏まえて、さらなる月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクについての検討をいたしました。国内措置と国境措置の 2 つの課題がございますが、国境措置につきましては資料もまだ十分でありませ

るので、検討を継続しているところでございます。

今回は国内措置につきまして結論が出ましたので、ここで御報告をさせていただきます。

これが今、申しましたように、この国内措置の検査対象月齢であります。これは最初の平成 13 年に全頭検査がありまして、そして平成 16 年に全頭検査を見直して、検査対象を 21 か月齢以上とし、SRM の完全除去の徹底で効果がありました。

今回の BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価では、昨年 10 月に規制閾値である 20 か月齢から 30 か月齢とした場合のリスクを比較することについての検討の要請がありました。それについては、すでに答申をさせていただきます、今回さらなる月齢を引き上げた場合の検討を行ったわけでありまして。

評価の基本的な考え方は、科学的に公正中立の立場でこの検討を行うということは当然で、これまで行ってまいりましたみずから評価の手法も参考にしながら、定型 BSE の制御を基本とする評価、そして評価対象国において、定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているかを判断基準として、さらなる検査月齢の引き上げについて検討いたしました。

右側でございますように、国内措置について先行して取りまとめをいたしました、今後は国境措置につきましても検討を続けてまいるところでございます。

では、どのように評価を行ったか、評価項目と評価手法であります。まず 1 番目に、出生年月で見た BSE の最終発生時からの経過年数であります。先ほど申しましたように、どのように BSE が発生して、その後、経過しているかということになります。

出生年月では平成 14 年 1 月生まれが国内では最後の事例でありますので、ここ 11 年間は発生が確認されていないのであります。

2 番目が、交差汚染防止対策までを含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数でございます。これは平成 13 年度から肉骨粉の飼料への利用が完全禁止されておりますので、これにつきましても相当の年月が経過し、この規制強化が有効に機能したことでございます。

それから、BSE 対策の実施状況でございますが、この BSE 対策では、と畜場におけるもの、それから飼料製造、そして給与規制、こういったことの遵守状況につきまして 17 項目、そして総合評価で確認をいたしました。その結果、ある年月以降の出生コホートについて、BSE が発生する可能性が極めて低い水準になっているかどうかを検証し、なっているとすれば、一定期間の検査を継続することについて、経過措置が必要であるかどうかということについて検討を行いました。

まず、最初に、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間についてです。牛の出生年月で、平成 14 年 1 月生まれ以降、11 年間 BSE は発生をしていません。出生コホートで見ますと 11 年間発生はしていません。出生コホートは出生の年が同じ牛群であるということです。

現在までに、日本では 1,488 万頭を検査はしておりますが出生コホート A では、少なくともこの期間で発生がしていれば、日本では 36 頭でありますので、36 頭が発生しているとすれば、この期間中に確認ができていますはずであります。

出生コホート B は、11 年間発生をしていなければ、この期間に検出されなければ当該出生コホートに対して今後 BSE が発生する可能性はほとんどないと判断できます。現在、我が国ではこの出生コホート B の段階です。

ですから、11 年間にこの発生が確認をされていないことは、非常に重要なことでもあります。これは後ほどのスライドでお示ししますが、95%は生物統計学的に見ましても、ほぼ 100%信頼ができる数字であります。

我が国では BSE 陽性例が少ないので、EU あるいはフランスの例を用いまして検証を行いました。

スライドの番号は 7 番になります。

これは、原因が明確に汚染された飼料を摂取したことです。飼料規制を強化したことが非常に有効でありました。

これによりまして EU、これは 17 国であります。この EU におけます BSE 感染牛の推定

摘発年齢分布です。この下が年齢で、そしてこれが頻度であります。

そうしますと、11歳になるまでに96.9%が摘発されています。このEUにおけますBSEの感染牛の推定摘発年齢分布では、11歳になるまでに96.9%が摘発されています。

同じく、フランスにおけますBSEの感染牛の推定摘発年齢の分布を見ますと、ここでは95%が10.6歳、約11歳までに摘発されています。

これを見ましても、11歳になりますと、検出されるものは検出されていることとなります。我が国では平成13年に最初の1例が確認されて、14年が出生年の最後の発生例であります。そして飼料規制が強化をされて、その効果が発揮して今日を迎えております。

SRMは完全除去して焼却されています。このように飼料規制の完全な条件が揃っており、この11年間発生していないことによりまして、我が国では今後発生しないと言えます。

このEUを見ていきますと、満11歳になるまでに96.9%が摘発されています。仮にあるコホートにおきましてBSEプリオンの感染あるとすれば、11年間の内にほとんどである95%以上のBSEの発生が確認できることとなります。

言い換えれば、あるコホートについて11年間にわたり、BSEプリオン感染牛が検出されていなければ、そのコホートはその後、BSEの発生する可能性はほとんどないと言えます。

これが今、申しましたもののこの結論であります。いずれの場合も11年経過すれば、豊富なデータに基づいたEUにおけるBSE感染牛の摘発年齢分布の推定では、11年で96.9%が検出されています。

検証期間をまとめますと、BSEの発生が11年間確認されないことをもって判断できます。

ここでは、起点はBSEの感染牛の出生年月で見たこの最終発生時点であります。それは、子牛の段階で汚染飼料を摂取し、感染したことによります。

したがって、このBSE汚染の肉骨粉を給与した時期を考えますと、この11年間でBSEが確認されていなければ、今後もBSEは確認されないことが言えます。

ここで、出生コホートによる検証率は2002年が96.9%になりますので、それから経過に伴って検証率は当然下がっています。

このように、経年と共に各出生コホートの感染リスクは減少します。

検査によりまず検証率は低下しますので、この 2002 年出生コホートは、11 年で無視できますが、さらに現在の飼育されている牛を考えますと、経過措置が必要であるという判断ができます。

一方、BSE 対策の実施状況は先ほどお話ししましたが、国内の状況はどうなっているのかであります。

ここでは、生体牛をはじめ、感染の原因や、感染するルート、そして感受性がある子牛等の BSE 対策の実施状況についてであります。

そういった中で、生体牛への侵入リスクや国内の安定性につきまして、ここに挙げましたような措置が取られてるかどうかであります。例えば肉骨粉については、発生国からの輸入禁止措置が取られているかどうかです。

それから、2つ目の下の四角では、SRM 及び食肉について、いわゆる SRM の除去やと畜処理の各プロセスのリスクについてであります。SRM の除去によって、食肉検査官による確認がすべての施設で行われているかどうかであります。

これらの各項目につきまして、4段階で評価をいたしました。これらの結果であります。レンダリング施設や飼料工場の監視体制と遵守状況は、4段階によって評価いたしました。1項目だけが丸となりました。このアスタリスクで書いたところは、飼料用の肉骨粉に牛由来のたんぱく質が混入していた事例が1件ありました。これは2010年に1件生じました。ただし、これでは飼料として利用されることなく焼却をされております。処理工程の中でのこの飼料に混入するということはありませんでした。

このような事例が1件ありましたので、ここの部分だけが丸になっておりますが、あとはすべて二重丸で、日本における BSE 対策は完全であるということを確認いたしました。

日本においては、2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降、11年間にわたり BSE は確認をされていません。このことは BSE の発生を制御するための日本の飼料規制が極めて有効に機能していることを示すものです。当然 SRM は完全除去され、焼却されてお

ります。こういった各段階から、日本においては BSE が制御されているものと判断をいたしました。

これは先ほど申しましたように、BSE プリオンの侵入リスク、増幅リスク、曝露リスクへの低減措置がすべて実施されています。侵入リスクにつきましては輸入規制、増幅リスクにつきましては飼料規制、曝露リスクにつきましては食肉処理工程であり、これはリスクが極めて低い、あるいはリスクが無視できる程度の極めて低いレベルであります。

このスライドは先ほどお話しいたしました国内におきます 36 頭のこの発生状況であります。

多くの BSE 陽性牛が 48 か月齢以上の月齢であります。ここで、非定型 BSE の 23 か月齢と定型 BSE の 21 か月齢がございます。後者につきましては異常プリオン蛋白質の蓄積が定型 BSE と比較して著しく低い疑陽性であり、これがウエスタン・ブロット法で確認されましたが、定型 BSE と比較して 1,000 分の 1 程度であります。感受性の高いマウスであるノックアウトマウスに脳内接種による感染実験を実施しましたが、感染は認められていないので、感染性がなく、人への健康影響は無視できると判断をしております。

したがって、2002 年 2 月以降に生まれた牛には BSE の検査陽性牛は見つかっていません。日本では飼料規制が極めて有効に機能しているという結果であります。

これにより評価結果として、BSE プリオンについて輸入規制による侵入リスク、そして飼料規制による増幅リスク、食肉処理工程におけます曝露リスクのすべて軽減がされていきます。

従って、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓、特定危険部位以外の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD の発生の可能性は極めて低いと言えます。

現在、vCJD は世界で 227 例が報告されていますが、1990 年以降の生まれた方々からは、確認をされておられません。

BSE につきましても、イギリスで最も発生が多かったときの約 3 万 7,000 頭から、昨年は恐らく 7 頭だったと思いますが、飼料規制の強化によりまして感染環は完全にシャット

アウトされています。

以上のことをまとめてみますと、2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたってBSEの発生は確認されていません。

BSEの感染牛は11歳になるまでほとんどである97%が検出されています。

従って、我が国では牛の出生年月から見て、BSEの最終発生から11年経過をしています。今後、BSEの発生する可能性はほとんどないと言えます。

ただ、経過措置としまして、11歳未満の出生コホートが存在しますので、発生の確認のための検査が十分とは言えません。この以前のもので残っている可能性がありますので、高齢牛につきましては当分の間、検証を継続する必要があると言えます。

ここでは御質問があらうかと思いますが、それは非定型BSEへの対応でございます。

非定型BSEにつきましては、孤発性の疾病である可能性が高く、ほとんどの例が8歳以上の高齢牛であります。

発生年齢の分布から見ますと、6歳から18歳に分布しております。

ただし、日本では先ほど申しましたように、23か月齢の非定型BSEが確認をされておりますが、迅速診断で偽陽性を示し、濃縮したウエスタン・ブロット法解析で非定型BSEと確認されています。感染実験で感染性は認められておりませんので、人への感染は無視できると判断いたしました。

結論であります。国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響評価は無視できると判断をいたしました。

その理由は、この4点がございます。まず発生確認の最低月齢であり、一部の例外を除きまして、BSE検査陽性牛は48か月以上でございます。これは、国境措置でのアメリカ、カナダ、フランス、オランダについても同様な実績であり、我が国を含めて、評価対象5カ国のBSE検査陽性牛の実績であります。

次に、EUにおけますBSE発生の実績から推定いたしますと、BSE検査陽性牛のほとんどである約98%が48か月以上で検出されていると推定できます。

さらに、経口投与実験におきまして、BSE 感染牛脳組織 1 グラムを経口投与実験で、4 か月齢の子牛に与えた場合に、48 か月齢相当以上に異常プリオン蛋白質の検出が確認されております。

この 1 グラムはイギリスで最も汚染が高かった際の濃度に相当しているものです。

したがって、48 か月齢以降に異常プリオンたんぱくが検出されておりますので、44 か月にプラス牛の実験開始時年齢 4 か月で、48 か月齢相当ということが、この経口投与実験からも言えます。

最後の、潜伏期間の知見であります。BSE プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという感染実験結果がありますので、経過措置といたしまして当分の間、48 か月齢以上は検査を行うことにしました。該当すると畜牛は 17% 近くになるかと思えます。このように 48 か月齢超をもって検査対象月齢とする答申をいたしました。

以上でございます。

○司会者（消費者庁・金田）　　続きまして、牛海綿状脳症、BSE 検査の見直しについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、輸入食品安全対策室の道野英司室長より説明いたします。

資料は、資料No.3 でございます。

○道野（厚生労働省）　　皆さん、こんにちは。御紹介いただきました厚生労働省の食品安全部の道野と申します。よろしく願いいたします。

きょうは、厚生労働省、リスク管理機関の立場から、今回の BSE 検査の見直しにつきまして皆様に御説明をしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

私のほうの説明の内容といたしましては、まず対策の概要ということですね。それから今回、一昨年 12 月に食品安全委員会に BSE 対策の再評価ということを諮問したわけですが、その実施の経緯。それから今回の、先ほど酒井先生から御説明いただいた食品健康影響評価、リスク評価結果を踏まえた対応。それから今後のスケジュールというよう

な内容について御説明をしたいと思います。

もう御承知のとおりでありますけれども、国産牛の BSE 対策の概要ということであります。

一番重要なところは、飼料規制ということであります。先ほどお話ありましたけれども、要は BSE のプリオンっていうのは、煮ても焼いても食えないというか、今も SRM につきましてはと畜場のほうで焼却を義務づけて、焼却していただいているわけですが、普通の消毒剤とか、そういう普通の加熱殺菌では不活化できない。

そういったものを以前は、牛のと畜残渣、と畜の際に出てくるくず肉とか骨とか、そういった物を加熱して、油と、それからたんぱくミネラルに分けていたんですね。

たんぱくミネラルのほうは非常に栄養価の高い飼料成分だということで、それを牛を含めた家畜に給与していた。

そういった異常プリオンたんぱくが、その中にまじっていると、牛から牛に、こう感染がどんどん広がっていった。そういう病気ですので、この飼料対策ということで、肉骨粉の使用を禁止するっていうことは非常に重要なわけです。

そういったものについての飼料規制についての評価というのは、BSE の牛が見つかりやすい死亡牛の検査ということをやって、サーベイランスっていうんですけれども、それで評価をしていきましょう、検証をしていましょうというのが、この仕組みになるわけです。

一方で、食品の安全対策としてと畜場、それから食品として流通する段階、それぞれで規制がかかっているわけです。

1 つは、と畜場では、特定危険部位と申しまして、仮に BSE に感染していた場合に異常プリオンたんぱくがたまりやすい部位というのがあられるわけです。そういった部位を必ず除去する。検査の結果にかかわらず、検査しなくても除去しましょうというのが今の制度になっています。

内容としては、牛の頭部だとか、頭部の中でもほお肉と舌を除くということになってい

るわけですが、それ以外の中枢神経系の組織であるとか、それからあと扁桃、あと回腸遠位部ということになります。

ことしの4月からそれに月齢要件をかけていますが、詳細は後で御説明します。

それから、枝肉になって食肉として流通する場合にも脊柱というところがあります。これは背骨のところなんですけれども、背骨の中に脊髄はおさまっているわけなんですけれども、脊髄から神経がこう背骨の外に出てくるところ、そこで、背根神経節っていう神経の少し太くなったところがあるわけです。そこについても、脊髄と同じようなリスクがあるということで、これを規制するようになっているわけです。

したがって、脊柱についても現在、消費者の皆さんには提供しないというのが食品衛生法のルールとして定められています。

それから、もう1つはBSE検査ということですが、これはBSE検査陽性の牛を食用に流通させないと。そういうような観点でBSE検査をやってきたわけです。

対策の経緯ですが、きょうは検査のことが中心ですので、国内の検査の部分を御説明しますと、平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛が発見されたということで、10月18日から国内で食肉処理される牛を全頭検査するという制度がスタートしました。このときに同時にSRMの除去というのもスタートしたわけです。

平成17年に食品安全委員会の評価結果を踏まえて、この検査月齢を21か月齢以上に変更しています。

さらに、ことしの2月に昨年10月に出された食品安全委員会の評価結果に基づいて、規則を改正しました。実際の施行は4月で、検査月齢を30か月齢を超えるものに改めるというふうにしています。

この全頭検査すけれども、実際に平成17年に21か月齢に見直したときにどうだったかと言うと、全自治体で全頭検査は継続しました。

国がこういった検査の検査キットについての補助を10分の10で全額補助してるわけですが、その補助金を、20か月齢以下については3年後の20年8月に見直しました。

けれども、それでも全自治体で全頭検査は続いたわけです。

それから、今回は 30 か月で見直したわけですがけれども、やはり全自治体で全頭検査というのは続いています。

やはりそれは、まずは当時、17 年、20 年当時の事情で言いますと、やはり検査した牛肉と検査してない牛肉がまじって流通するっていうことに関して、やはり流通が混乱すると、消費者の皆さん不安になるんじゃないかというような件、取引上の不利になるんじゃないか、いろんなそういう懸念があって、各自治体が全頭検査を継続したわけです。

今回、4 月に 30 か月に見直した際には、今度は 30 か月っていうのは和牛の出荷月齢のちょうど真ん中辺ぐらいということがありまして、今度は言ってみれば日本の牛肉生産の中でも、和牛の生産は非常に多いわけですがけれども、和牛肉の中で、やはり検査したものとしてないものがちょうどまじってしまうっていうことで、ここもなかなか難しいだろうということで、地方自治体では変更がされなかったということです。

ただ、国としても今回、補助金を実は 30 か月齢に見直さずに、21 か月齢以上のまみにしています。

それはどうしてかと言うと、今回の二次答申が出れば見直しやすい月齢になるでしょうから、そのときは必ずやめてくださいということを前提にして、4 月の改正時には補助金を見直すことはしませんでした。

現在までに BSE の検査どれぐらいやったかというのが、この表でして、実に 1,400 万頭、24 年度末までに 1,400 万頭の検査をやりました。

およそこれにかかったキット代だけで、国の補助している額、200 億円ぐらいになります。もちろん都道府県の現場では後ほど検査所長さんから御説明あると思いますけれども、人件費もかかっていますし、それから機器に対する経費もありますし、もちろん規制される側のと畜場側でのいろいろな負担というのともあわせてあるわけです。そういったような状況の中で、こういった検査がずっと続けられているというふうに御理解いただければと思います。

ただ、効果としては、最後にと畜場で見つかった BSE の感染牛っていうのは、平成 19 年、2007 年、今から 6 年前になりますね、6 年前になりますけれども、それ以来、と畜場では出ていない。この 20 年度の 1 っていうのは、これは死亡牛の検査で出た、確認されたものであります。

通算でも、と畜場で見つかった、食肉処理の段階で見つかった牛は、BSE 感染牛は 21 頭というのが現在までのデータです。

今回、こういった BSE の対策について再評価をしようというような考え方をどうして出てきたのか、ここを見ていただいたらわかるとおり、1992 年のピーク時には、3 万 7,000 頭ぐらい世界じゅうで BSE の牛が見つかったというようなことですが、昨年では全体でも 21 頭。

日本に関しては、過去 4 年度にわたって、もう見つかっていない。先ほどお見せしたとおりでありますけど、そういう状況があります。国内外での BSE リスクっていうのが下がってきたということでもあります。ここに書いていますとおりなわけですが。

そういったことで、国内の対策からちょうど 10 年も経過したということもありまして、最新の科学的知見に基づいて、国内の検査体制、輸入条件、対策全般の再評価をやっていたらこうということで、一昨年の 12 月 19 日に食品安全委員会に諮問したわけです。こういった検査にしる SRM の除去にしる、こういったものはみんな規制ですので、規制というのはやはり科学的な根拠に基づいてやらなきゃいけない。

科学的な根拠っていうのは何かと言うと、今のリスクに応じた管理対策というのを取っていくということです。

したがって、現状のリスクに応じた規制というのはどういうものかということを経済安全委員会に科学的に評価していただくというような考え方です。

もうこれ先ほどからもこれ何回か説明が出ていますので、簡単にしますけれども、既に、30 か月齢を区切りとした国内措置の主な措置で言えば、検査対象月齢。輸入制限で言えば、30 か月齢。それから SRM の範囲については、先ほどちょっとふれましたけれども、以前は

月齢要件っていうのは全くかけてなかったけれども、中枢神経系の SRM については 30 か月齢を超えるものに限定して大丈夫じゃないのかということで、国内措置、輸入措置、それぞれについて諮問をしました。

それから、さらに、特に検査対象月齢、それから月齢制限について国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価してくださいということをおわせてお願いをしたわけです。

結果として、これは今年の 2 月に改正をしたものですが、検査対象月齢を 20 から 30、施行は先ほど申し上げているように、4 月。それから SRM の範囲についても、中枢神経系のものについて 30 か月超に見直しています。

それから、脊柱についてだけ 2 月に施行してはいますが、ほかについては、と畜場の規制については 4 月の施行というふうになりました。

国境措置については、もう御承知のとおりですが、2 月 1 日から 30 か月齢に緩和をしているという状況であります。

今回の二次答申に基づいて、今後対応していくわけですが、二次答申の概要というのは、先ほど酒井先生から御説明のあったとおり、こういったいろいろな科学的な知見を踏まえると、48 か月齢を超えるものに検査対象月齢を引き上げたとしても、人への健康影響は無視できるというような御結論をいただいたということです。

一方で、これ今までは国内の評価の話ですが、OIE と言いまして、これは国際機関、国際機関で各国の BSE のリスクについて評価をしています。国際評価が変わるとどうなるかって言うと、別に国内的な措置に関しては食品安全委員会の評価に基づいてやっていくということが食品安全基本法で決まっています。けれども、例えば輸出だとかという場合には、輸出先国に対して日本の国際評価はこうですよということも言えますし、それともう 1 つ大事なのは、やはり我々が国内でやってきたこういった施策が、まさに第三者と言いますか、海外から見たときに、国際機関から見たときにどういうふうに評価されているとか、そういう非常に客観性の高い評価だっていうことも言えるわけです。

その中で、過去の11年間以内に国内で生まれた牛がBSEの発生がないということという要件、それから有効な飼料規制が8年以上実施された。こういう要件があるわけです。ほかにも、もう少し細かい要件あります。

そういった要件を今度満たしたということで、これも来週になるんですけども、こういった国際機関、国際獣疫事務局の総会で、「無視できるリスクの」国に認定される、承認されるというようなことを見込まれています。

今後の対応でありますけれども、検査月齢について、今回の食品安全委員会の二次答申を踏まえて、48か月齢を超えるものというふうに見直そうというふうを考えています。現在それで海綿状脳症特別措置法の省令を改正する、行政的に言えばそういう話でありまして、省令改正の今、パブリックコメントをしています。

それから、SRMに関しましては、今回、改正はしません。30か月という、線引きで、中枢神経系のものについては引き続き対象にしていきます。

それから、回腸遠位部と扁桃については全月齢というルールはこのままにします。今回改正はしません。

一方で、こう全頭検査の見直しということがあります。ルールを改正しても先ほどのように、要は全頭検査が全自治体で続いてしまえば、これは規則を改正した意味がありません。

ただ、こういった状態が続くということについて、どういう問題があるかというのがここに整理したものであります。内容としては、やはり検査をしていない牛肉が危険だと。実際にはもう国内的にも国際的にも、日本の牛肉っていうのは安全だという評価をされているにもかかわらず、検査しないと危ないというふうに誤ったメッセージにつながるおそれがある。

もっと言えば、外国から見れば、検査してれば、これは危ないから検査しているのではないのかというふうに受け取られるということがあります。

さらに、全国一斉にやめなきゃいけないっていうのはなぜかと。そういうふうな方向で

いかないとなかなかうまくいかないっていうのはなぜかと言うと、一部の自治体が全頭検査を継続した場合、また先ほど申し上げたような、検査実施、未実施の牛肉の混在ということがあるわけです。

それを避けるために、結局は全自治体が全頭検査を継続してしまうという、懸念があります。

こうした混乱を防ぐために、やはり今回、全自治体で全頭検査を見直していただく。一斉に見直していただくということを進めていかなきゃいけないと。そういったことは、実は地方自治体のほうからも皆さん見直しの方針を持って、大部分のところは現在、手続を進めていらっしゃるということがありますので、一斉に全頭検査を見直せるよう国が調整してほしいというような御要請もございました。具体的には4月に、農林水産省と連名で、地方自治体に一斉に見直しをしていただきたい、そういう検討をしていただきたいという御要請をしたというようなことであります。

これは参考までですけど、先ほど申し上げたとおり、これ20か月のところっていうのは、全体、17年の見直しでは全体の13%ぐらいが検査を免除されるということになったわけです。

これは当然、全頭検査です。

30か月齢のときは、この水色の点々の和牛のちょうど出荷月齢のところですね。

今回はこの辺になるわけですし、そういった意味で48か月齢を超える牛の検査っていうのは、まさに廃用牛、乳牛だとか、それから繁殖用の牛だとかの廃用牛が、と畜場に食用で出荷される、そういったものについての検査というふうに整理ができてくるということです。

それから、頭数としても、ここにありますとおり、全体の17%程度が検査対象になると。これももちろん各地のと畜場によって月齢の構成っていうのはさまざまなので、そこはそれぞれのと畜場で、分別管理というのはお願いしなければなりません。

しかし、全体として見れば、もう検査対象となるものは非常に限られたものということ

になってきたということでもあります。

国際的なこう状況を見ますと、日本、今回 48 か月齢に見直すということでもありますけれども、御承知のとおり、国際基準ではそもそも検査は要求していません。食肉検査については。それからカナダ、アメリカについてもやっていない。

EUが日本よりも先に、月齢は 24 か月、30 か月以上ってということで、全頭検査を始めましたけれども、その後、順次、リスクに応じた見直しというのをやってきていて、ルールとしては 72 か月齢超というのが以前の、つい最近までのルールでした。

ただし、今は、もう各国の判断によって、もうこの検査はやめていいですよというふうになっています。

したがって、一定月齢以上の検査をやっているのは日本と限られた国だけというのが世界の状況ということになります。

一方、SRM の除去というのは各国でやはりほぼ同じような内容で行われているというのが現状であります。

今後のスケジュールということでもありますけれども、先ほど申し上げたとおり、パブリックコメントを今、実施してまして、24 日まで、今日までということになります。本日の日付までです。

それから、先ほど申し上げたとおり、来週 OIE 総会。

それから、こうした内容について、厚生労働省の審議会である薬事・食品衛生審議会のほうに 31 日に、審議をお願いします。

順調にいけば、6 月上旬に関係省令の改正。それから先ほどちらっと申しましたけれども、国の補助金についても、見直しをやっていって、7 月 1 日に施行したい。

7 月 1 日には全自治体で、一斉に全頭検査が見直されるように、私どものほうでも調整をするということで、1 つは、各自治体の検討状況について把握をして、いろいろな、私どものほうでできる手当てをしていくということ。

それから、もう 1 つは、現在 25 自治体から要請が来ていますけれども、各自治体で行わ

れる説明会に、私どものほうから担当官を派遣して、説明に協力をするというようなことをやっております。

そういったことで、リスク管理機関、厚生労働省としては、こういった今回の、検査月齢の見直しを契機に、こういったリスクに応じたリスク管理措置というのを全国で、全国の都道府県で、きちんと見直しを行っていただいで対応していきたいというふうに、今、対応しているということにつきましての御説明でした。

どうも皆さん、ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・金田）　　続きまして、国際獣疫事務局 OIE による我が国の BSE リスクステータスの認定と我が国の飼料規制につきまして、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室、熊谷法夫室長から御説明いたします。

資料は、資料 4 をごらんください。

○熊谷（農林水産省）　　皆さん、こんにちは。農林水産省の消費・安全局動物衛生課で国際関係を担当しております熊谷と申します。

先ほど道野室長のほうからも、OIE の評価結果が出るというお話がございました。本日は、OIE がどういう組織か、BSE のステータス認定によりどのような影響があるのかといったことも、御紹介したいと思っております。

一方で、農林水産省サイド、いわゆる牛の生産サイドで取り組んでいるリスク管理措置につきましては、今回の諮問あるいは答申には含まれておりませんので、今後も継続して実施される飼料規制、いわゆる肉骨粉の給与を禁止している飼料規制を中心とした対策、また、生産段階における死んだ牛、死亡牛の BSE 検査という言い方をしておりますけれども、この検査対象月齢の変更はございませんが、改めて取り組み内容を御紹介しておきたいと思えます。

まず、OIE 事務局というものがこういったものを御説明して、次に BSE の発生状況あるいは対策について御紹介したいと思っております。

また、BSE ステータスという言い方をしておりますけれども、3 区分に分かれていますけれども、それもどういったものを御紹介します。日本はこれまでに、と畜場の食肉加工処理に当たる方々、また食肉の販売業者の方々、また消費者の理解も得て、10 年以上にわたって BSE 対策をやってきたわけがございますけれども、その対策の正しさ、あるいは効果というものが、今回、国際的に評価される時期が来たということでございます。

OIE という国際機関において、BSE の専門家が各国から集まり、評価が進められております。日本が今回、最上位の清浄性の高いクラスに仲間入りする予定となっております。

これまでに 2 段階の BSE 専門家会合を経て、来週日曜日の 26 日から 31 日にかけて、フランスのパリで開催される総会で認定される運びとなっております。

OIE は、人間の病気、あるいは人間の公衆衛生の関係にたとえると、WHO という国際機関がありますけれども、まさにその家畜版、動物版というふうに思っただけであればいいかと思えます。

家畜といっても、牛や豚、馬だけではなくて、魚の病気なども、担当しております。そういう意味では最近、鳥インフルエンザが中国での発生により関心を持たれておりますけれども、鳥インフルエンザの国際的な研究機関として、日本でも北海道大学が OIE レファレンスラボラトリーとして認定されているという状況にあります。また魚で言いますと、10 年ほど前にコイヘルペスという病気が大変話題になりましたけれども、日本では三重県にある水産総合研究センターの養殖研究所が、国際的な魚病研究所として認められています。

また、BSE に関して申し上げますと、茨城県つくば市にある独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の動物衛生研究所がレファレンスラボラトリーとして国際的に認められています。

資料の 2 番目にあるように、病気の発生情報を正確に把握して、また近くの国々でどんな病気が出ているのか、そうした情報を集め、また発信するという、非常に大事な活動を OIE は担っています。鳥インフルエンザのように急性の病気ですと、皆さま方にも、なじ

みのある情報が発信されていますのでおわかりだと思いますけども、一方で BSE のように、なかなか症状がわかりにくいというか、発症までに時間のかかるような病気に対しては、やはり未然に発生しないようにする対策が極めて重要となっております。日本がこれまで取り組んできた、例えばと畜場での BSE 検査、あるいは死亡牛の BSE 検査、さらに一番大事なのは、やはり飼料規制が挙げられます。牛由来肉骨粉を給与しないことが重要なので、国際的に同じルールのもとで加盟国・地域が一緒になって取り組んでいくと、このような動物の病気対策を検討して決める機関が OIE です。

資料の 3 番目には、動物の病気を研究したり、検査方法についても統一したものを使うといったようなことを加盟国が協議して決めています。

また、開発途上国の研究者あるいは技術者や獣医師の人材育成について、国際的に家畜衛生の関係、あるいは食品衛生のレベルアップに取り組んでいます。

我が国の BSE 対策に目を向けると、もう先ほどから酒井先生あるいは道野室長からも説明がありましたように、2001 年 9 月 10 日に国内の初発例を確認した以降、SRM も完全に除去する。これは飼料として万が一にも利用されないようにするために焼却してきております。

また、飼料規制は、2001 年 10 月から法律で規制するとともに、外国から牛由来肉骨粉あるいはそうした類似の形のものが入ってくると、国内での対策が台なしになってしまうおそれがあるので、輸入をしっかりと規制してきたということでございます。あわせて国内の BSE 対策がしっかり機能しているのかどうかを、と畜場の段階、あるいは牛の生産している農場の段階、それぞれ BSE 検査を実施してきたということでございます。これまでの各方面の関係者の皆さまの御努力がまさに実った形で、2009 年 1 月の BSE 確認以降の発生がないという状況になっております。BSE の場合、とても長い時間をかけて発症する病気ですので、そういう意味では、牛の誕生日ベースで発生動向を見るのが大事となります。ここにもありますけれども、2002 年 1 月 30 日の誕生日の牛を最後に、その後に誕生した牛での発生がありません。これが、まさに BSE 対策を講じて 11 年間発生がないという、

それを裏づけるデータになっております。こうした日本の BSE 対策が今回、国際機関の中で評価されていくということでございます。と畜検査では 22 頭で、死亡牛検査いわゆる農場段階では 14 頭、日本ではこれまでに 36 頭の発生があります。

BSE のステータスは、大ぐくりで言いますと、3 つのステータスがございます。

日本は、2009 年に 3 段階の真ん中の「管理された BSE リスクの国」になりました。今回、食肉衛生検査所のデータなり、農場段階を担当する各県の家畜保健衛生所のデータもいただきながら、また先ほど飼料規制の話もしましたけども、飼料工場などのチェック体制、そういった膨大なデータを OIE に提出しまして、2 つのステップの BSE の国際専門家の評価を経て、まさに、来週の現地時間ですと 28 日に日本が最上位のステータスである「無視できる BSE リスクの国」への昇格が審議されるというふうに聞いておりますので、順調にいけば 29 日、まさに肉（ニク）の日に、そういった朗報をお伝えできるのではないかと、私どもとしては期待しているところでございます。日本が国際的に最上位の BSE に関する衛生水準の国、あるいは BSE 対策を講じる国に認められていくという状況に、今まさになっております。

29 日には現地から私どものほうに報告が来て、それを直ちに皆様方に御報告したいと思っております。

これまでに生産者の方々を始め、獣医師、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉加工業界、地方行政機関等の関係の方々の御協力あるいは御努力によって実施されてきた、日本の BSE 対策がしっかりと有効なものであり、かつそれが効果を出しているということの証明であるとともに、国際的にも、そのことを認めていただける、これがステータス認定の意義だと思います。

また最近では、日本産牛肉の輸出については、私ども農水省も関係省庁の協力も得ながら、攻めの農政の一環として取り組んでおります。この分野におきましては、と畜場での検査、あるいは生産段階の生産指導を担当している農政部の方々の協力も得ながら、より多くの国に日本産牛肉を輸出できるようにする、また今、輸出できている国であれば、もっと多

い量を輸出できるようにしていくという方針で、農水省といたしましては厚生労働省とも協力しながら日本産牛肉の輸出促進に取り組んでいきたいと思っています。

海外と検疫協議をする際には、国際的な評価をいただいた上で、その BSE 対策に関するデータを使って議論をしていく、あるいは相手国を説得していくということが極めて有効な取り組みになってきます。私どもとしましては、今後得られるだろうと今、期待しているこのステータスが得られた暁には、そういった検疫協議を、より加速して、積極的かつ精力的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、無視できるリスクの国は、来週の総会の前の時点では世界で 19 カ国ございます。

資料の中では、日本を赤いラインでステータスが上がるような形で期待を込めて記載しております。このように実現すれば BSE 3 段階の中の最上位のレベルのリスク管理をしている国々に仲間入りができるということでございます。

今回の OIE 申請に至る要件としては、誕生日でみて過去 11 年以内に自国で生まれた牛での BSE 発生がないことと、もう 1 つは飼料規制が 8 年間有効であったことです。

また、資料中にサーベイランスという枠組みがございますけれども、BSE に関して言えば、病気が確認されない清浄国になると、いわゆる検査の頻度というかボリューム、検査する頭数なり、あるいは検査対象なりを減らすことができるということを示しております。これまでは 10 万頭に 1 頭の感染牛を見つける以上の検査をしなければいけなかったことが 5 万頭に 1 頭の感染牛の検出が可能な検査の仕組みでいいと。分かりやすく言うと、おおむね半分程度の検査ボリュームで済むようになるということです。

と畜場に搬入される牛に比べて、例えば生産農場で死亡した牛などのほうがリスクは高いものですから、そういう意味では、生産段階においては、よりリスクの高いものを重点的に検査していくことについて、今後、専門家による検討が進められていくこととなります。

それから、我が国の飼料規制、先ほどとても大事な対策だと申し上げましたが、飼料規制に関しましては BSE の感染源となるものを、国内的には、飼料原料としては全く使わせ

ない。まさに BSE の発生の原因である牛由来肉骨粉を、いわゆる飼料としての使用から完全に遮断する。こうした厳格な取り組みは、今後も継続して実施していきます。

このほかに、作業の工程で間違いがあってははいけませんので、牛用の飼料とその他の家畜用の飼料、豚用とか鶏用あるいは養殖用の魚の飼料もありますので、そういったものを分離した上で管理しております。これにつきましても都道府県農林部局の担当者の協力も得ながら、確認あるいは指導も全国的に行っております。また、飼料工場におきましては、(独)農林水産消費安全技術センター (FAMIC) のほうでも、しっかりとした監督をしているという状況でございます。

次の資料は、BSE 発生国からは絶対に、牛由来肉骨粉を輸入しないということだけではなくて、発生のない国であっても、牛由来の飼料原料、いわゆる肉粉の形状のものを輸入しないようにしております。海外との協議がいろいろあるわけですが、日本に肉骨粉状の物を輸出したいというお話があっても、日本国内の対策がしっかりしていれば、協議の中で日本の主張を通すことができるので、飼料規制は継続して行っていくことにしております。また、SRM については引き続き焼却して、完全にサイクルから排除していく取り組みが大事になっておりますので、引き続き関係業界の協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。繰り返しになりますけれども、農水省が担当する生産段階で申し上げれば、飼料規制に関しては引き続きしっかりと継続して取り組んでいく。これは最上位のステータスをもった後でも、必要な飼料規制を継続して行うということです。

あともう 1 つは、サーベイランスについても、死亡牛の BSE 検査とと畜場段階での BSE 検査を組み合わせ、日本の BSE 対策が引き続き機能しているということを国際的に証明していく必要がありますので、こういった BSE 対策については継続して行っていくということを御紹介しておきたいと思っております。

最後の資料になりますけど、飼料規制ということで、日本の状況でございますけれども、日本の場合は原料が牛由来の場合は、牛はもちろんのこと、豚、鶏、魚にも使ってははいけないという厳格な対策を講じております。

逆に、原料が、豚由来あるいは鶏由来であっても、牛に給与すると、いわゆるコンタミネーションが懸念されますので、資料でお示ししているとおり、原料が豚、鶏であっても、縦のラインで牛用には全部バツ（使用禁止）がついております。この飼料規制の対策については引き続き実施していくということを御紹介して、私の御説明を終えたいと思います。

最後に、輸出に関しましては、関係の皆様方の御協力を引き続きお願いしたいと思っていますので、農林水産省としては「攻めの農政」の一環として日本産牛肉の輸出促進を図るため、これからもしっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○司会者（消費者庁・金田）　　続きまして、と畜場での衛生管理について、神戸市食肉衛生検査所、松尾秀輝所長から御説明をいただきます。

資料は、資料番号5を使用いたします。

○松尾（神戸市食肉衛生検査所）　　ただいま御紹介いただきました神戸市食肉衛生検査所の松尾でございます。よろしく願いいたします。

それでは、と畜場の衛生管理についてということをお話をさせていただきます。

まず、本日お話しする内容について御説明いたします。

最初に、BSE対策におけると畜場の役割ということで、簡単に御説明します。

次に、SRMの範囲変更に伴う分別管理の話の中で、と畜場の対応について御説明いたします。

最後に、本日のまとめとさせていただきます。

と畜場では、BSEに関して牛肉の安全確保のために2つの対策を行っております。

まず、1つ目がBSEの検査です。この検査によってBSEに感染している牛の肉が流通することを防ぐという目的です。神戸市では平成13年10月18日、検査開始から、ことしの3月31日までの間に20万2,960頭のBSEのスクリーニング検査をやってきました。

その次ですけれども、SRMの除去ですけれども、この対策を実施することでSRMに汚染されていない牛肉を消費者に提供することができます。

では、まず BSE 検査について御説明いたします。BSE は皆さん御承知のように、プリオンたんぱく質によって中枢神経系が侵されまして、牛が写真のように起立不能と神経症状を発します。脳の組織はスポンジ状の変化が起こっております。

そこで、と畜場では牛の頭部から、延髄から採取いたしまして、その一部を検体としております。異常プリオンたんぱく質をエライザ法という手法で用いて検出しているわけですが、異常プリオンたんぱく質を検出すると、スライドにありますように、黄色く発色します。その吸光度を測定して判定しているわけです。これがと畜場で行っているエライザ法の検査です。

BSE のスクリーニング検査は各自治体の食肉衛生検査所で実施して、BSE 検査に合格して初めてその肉及び皮、内臓等とはと畜場の外に持ち出すことが許可されます。

次に、特定部位、特定危険部位、SRM ですが、除去について説明いたします。と畜場で実施する SRM の対象は頭部、脊髄、回腸遠位部の 3 つです。1 つずつ説明していきます。

頭部の SRM の除去なんですけども、頭部の中でも舌とほお肉は SRM ではなくて食用可能になっています。

しかし、舌の舌根部で有郭乳頭のあたりですけど、このあたりには舌扁桃という扁桃があります。その部位を 1 頭ごと、このように除去しまして、切除して、それと角、皮、それから頭蓋等をまとめて SRM 専用容器に入れまして焼却処分ということになっております。

続きまして、脊髄なんですけども、平成 21 年 4 月からピッシングが中止になりました。ほとんどの食肉センターでは電流による不働化装置等を導入しておられると思うんですけども、脊髄はまず機械で脊髄の除去をするわけです。吸引します。その後、吸引し切れなかった脊髄や硬膜、背根神経節等ですけども、それを手作業で 1 頭ずつ除去しまして、最後にすべての脊髄が除去されていることを検査員が確認して、専用容器で廃棄、焼却というようなこととなります。

次に、回腸遠位部ですけども、回腸遠位部と申しますのは、盲腸に接触している部分、

小腸の一番端なんですけども、2メートルを除去して焼却処分しております。

以上が SRM ということになります。

続きまして、SRM の範囲変更に伴う分別管理についてお話ししたいと思います。

4月に改正されまして、その改正に伴って、と畜場で発生する問題点と、それに対応するための分別管理についてのお話をしていきます。

まず、SRM の範囲の変更について、再度簡単に御説明いたします。これまではすべての月齢の牛において、先ほど説明しました回腸遠位部、舌、ほお肉を除く頭部、脊髄が SRM とされておりました。

しかし、この4月から30か月以下の牛の扁桃を除く頭部と脊髄は利用可能となりました。この変更によりまして、写真に示しております30か月齢以下のコメカミ肉とか内あご肉、頬肉や脳と脊髄といった今まで食用として使えなかった部位が利用可能となりました。

しかし、ここで問題となりますのが、神戸市立食肉センターでは搬入される牛の30か月超と30か月齢以下の頭数の割合が8,000頭と7,000頭、年間約30か月齢以上が半数以上あります。そういうことで、搬入や解体の処理の順序もランダムに入ってきますので、その対応として30か月超と以下で分別管理して解体処理しなければならないと。各センターによっては分別のやり方、いろいろあると思うんですけども、神戸の場合は月齢の異なる2つのグループの内の中で SRM が混入する危険性があります。

ということで、SRM が市場に流通することを防ぐ管理が新たに必要となりまして、この管理のことを分別管理と言っておりますが、神戸市では現段階では従来どおり30か月齢以下の脳、脊髄、頭部、舌とほお肉を除く部位ですけども、利用せずにすべて廃棄しております。30か月齢以下の頭部について利用したいという要望がありましたら、処理場の区分、処理場場所の区分を行いまして対応する予定です。

では、ここからは現状の神戸の食肉センターで体制を整えている分別管理に関しまして説明させていただきます。

まず、搬入されました生体の分別管理ですが、生体で搬入された牛の耳標には個体識別

番号という 10 けたの番号が表示されています。この番号は牛の戸籍のようなもので、検索するとその牛の個体情報が確認できます。現実には出荷前に送り状をファクスで先に受け取り、チェックしておりまして、荷受け時に農場証明書、子牛登記、稲わら等の給与証明等があるわけですが、そういうのをまとめて添付してもらいまして、その情報の中に含まれている出生年月日から月齢を確認して、写真のように首と肩、このあたりに標識をつけます。インクで標識を行います。

次に、牛から頭が外された状態である枝肉と内臓の分別管理について説明いたします。全頭に写真のような標識を行います。枝肉の標識なんですけども、これ 30 か月未満となっておりますが、神戸の場合、対マカオ、対タイ国への輸出が 30 か月未満ということであるために、こういう表示をしているんですけども、荷受け会社と協議した結果、現時点では 1 日違いで混乱を起こさないために、30 か月齢の牛は 30 か月齢超という扱いとして今やっております。

続きまして、最後になりますが、一番問題になります頭部の分別管理の説明をさせていただきます。

まず、切り離されました頭部は、頭部及び舌ですけども、標識、検査番号を書きます。

もちろん同一個体、統一するために番号を入れるわけですけども、頭部の作業台及び頭部の検査台を区分する必要があります。この 2 つの、今くっついているんですけども、将来、対応時には作業台を分離する予定であります。これで 100%混在を防ぐことができると考えております。ここで 30 か月超の牛の頭部から SRM であるコメカミ肉等が取られていないかを確認いたします。BSE の全頭検査が 2001 年 10 月に開始されてから今回まで 2 回、検査対象月齢は変更されましたが、実質、全頭実施検査が継続されてきました。そして 7 月 1 日に BSE 検査月齢は 48 か月超に変更されます。マスコミによりますと、9 割の自治体が全頭検査廃止の方向を表明しているという報道をされておりますけども、ここで SRM 同様、BSE 検査を対象牛とそうでない牛を確実に区分する必要があると思われれます。神戸の場合は 100 頭中 1 頭もない比率でありますので、48 か月。大体ピークが 31 か月、

2 か月だと思えますけども。

最後にですけども、最初に話しましたように、と畜場では牛の安全確保のために BSE 検査の SRM 除去という 2 つの対策を実施してきました。今後も BSE 検査に関しましては検査対象牛の確実な検査と SRM 除去に関しては SRM 範囲の変更に対応した分別管理を新たに実施することで、と畜場では今までと同様、安全を確保していきたいと考えております。

以上です。どうもありがとうございました。

○司会者（消費者庁・金田） それでは、説明のほうは以上でございます。

今、私の時計でおおむね 2 時 55 分でございます。3 時 5 分から再開いたしますので、休憩いたします。3 時 5 分になったらお戻りください。

(休憩)

○司会者（消費者庁・金田） それでは、3 時 5 分、時間になりましたので再開いたします。

質疑応答、意見交換を行います。御質問のある方は手を上げていただくようお願い申し上げます。私が指名いたしましたら、係の者がマイクをお持ちしますので、できれば御所属とお名前をお願いいたします。

本日この会場に御参加いただけなかった方を含め、広く皆様に情報提供をさせていただくことを目的に、今回の講演内容、そして質疑応答、意見交換の内容は議事録として関係省庁のホームページにおいて後日公表の予定です。議事録に御所属、お名前を掲載していただくことに不都合がおありの方はその旨おっしゃってください。できるだけ多くの方に御発言いただきたく思いますので、要点をまとめて、御発言の際は 2 分程度でお願いいたします。

また、回答もできる限り簡潔にお願いいたします。

それでは、質疑、御意見、その他ございましたら、お手を上げていただければというふ

うに思います。よろしくお願ひいたします。

では、最初、前の女性の方、お願ひします。

○質問者 A 新日本婦人の会の高橋篤子と申します。

こないだから週刊文集とか週刊新潮とか、すごく輸入食品のことについて連載されているんですね。それで国内の BSE 対策というのがよくわかったような気がするんですけども、輸入牛肉についての厚生省なんかの体制はどうなっているんですかということ。

まず、週刊新潮をお読みになった方、いらっしゃいますか。そしたらお話はわかりやすいので、そういうふうな解体現場がどうなっているかとか、そういうことを言っていましたので、週刊新潮に記載されている危険性について厚生省とかはどう考えておられるか教えていただきたいんですけど。

○司会者（消費者庁・金田） それでは、輸入牛肉について、その安全性について、輸入検査担当の厚生労働省から回答いただければと思います。

○道野（厚生労働省） 御質問ありがとうございます。

きょうは国産牛の検査基準の変更ということでの意見交換会ですけども、御質問ですので、お答えをします。

多分、報道されたものというのは、米国産牛肉に関して、確か元農林水産大臣だった山田先生のコメントとして、要はと畜場の現場で、確か背割りをするときには脊髄が飛び散っているとか、そういうようなことだったと思います。基本的に日米のと畜場のと畜解体の手順自体は基本的に変わりません。ほぼ同じような手順でやられています。

ただ、多分、背割りのときの脊髄の問題だと思います。

平成 13 年の国内で BSE が初めて発生したときに、厚生労働省のほうで、この背割りをしたときに脊髄に含まれているたんぱく質がどの程度、枝肉にくっつくのかについていうことを研究したことがあります。

そうすると、高圧洗浄をきちんとやれば、これは残らないということがわかっています。

そこで、国の基準として脊髄は背割りをやった後に、先ほど検査所所長のお話でもあり

ましたけども、枝肉の状態が残った脊髄だとか、それから硬膜、硬膜というのは背骨と脊髄の間にある膜のことなんですけれども、それを除去するというようなことを基準にしたわけですね。

ただ、日本の大部分のと畜場では、そういった懸念、消費者の皆さんの懸念も大きいということで、背割りの前に、脊髄を一定程度除去するということがやられています。それは先ほど神戸の所長の御説明にあったとおりです。

そういったことで、ルールとしては高圧洗浄さえきちんとやれば脊髄は枝肉に付着しても除去できるということはわかっているわけなんですけれども、日本国内の現状はそういう現状ですね。

米国については先に脊髄を除去するということはしていませんので、飛び散るといっても恐らく肉眼的に飛び散っているように見えるのは脊柱の骨のくずですね。というのが脊髄というのはべちょっとした組織ですから、要は脊柱の内側に、べちょっとくっついちゃったりして、そんな乾燥した塊になって飛ぶようなことはありませんので、ちょっと受けとめ方がちょっと違うのかなというふうには思っていますけれども、実情として、脊髄は除去せずに背割りをして、その後、脊髄を枝肉の段階で脊柱の中から外していくと、取っていくということをやっています。その後、高圧洗浄で最終的に枝肉からは脊髄自体はもう除去をされているというような状況になっています。

○司会者（消費者庁・金田） 先ほど手を、そちらで手を上げた男性の方がおられましたので、先にそちらの方、お願いいたします。

○質問者B 日進香料の豊島と申します。

資料4番のBSEリスクステータスの主要な認定国の欄ですけども、去年の12月にブラジルでBSEが発生して、私どもが商社を通じて取り扱っているタウリン抽出、それがちょっと輸入禁止措置になって、栄養ドリンクなんかの原料なんかにもちょっと使ったりして販売しているんですけども、これだと無視できるリスクの欄に入っているんですけども、ブラジルの国から入ってくる牛及び牛からの抽出等の対応を今、厚生労働省のほうでどのよ

うな、現状ちょっと対応されているのかと、今後の予定について教えていただければと思います。

○司会者（消費者庁・金田） 引き続き、輸入検疫ということで、厚生労働省にお願いいたします。

○道野（厚生労働省） ありがとうございます。

ブラジル産牛肉に関しては、昨年の12月にブラジルでBSEの牛が発見されたということが確認されたので、一たん輸入をとめています。

これは、ブラジル以外の国も含めて、従来からBSEが発生した国については一たん輸入をストップして、食品安全委員会の評価結果に基づいて輸入の再開等について対応していくというようなスキームで動いている。その一環として、ブラジルについても同じ対応を取っています。

ただし、ブラジルにつきましては確か2009年に非発生国として食品安全委員会で評価がされているということがあります。

そこで、厚生労働省のほうとしてはブラジル政府から、当時、食品安全委員会に提出した資料に、その後2009年から時間たっていますから、その後の状況がわかるデータを提出してもらいまして、それを添えて、4月の中旬ですけれども、食品安全委員会のほうにリスク評価の依頼をしています。

したがって、食品安全委員会でのリスク評価の結果が出ましたら、結果の内容に即して対応していくということになると思います。

ただ、いついつどうなるかっていうことについては、これはちょっと食品安全委員会のほうでの評価のプロセスがどれぐらいかかるかっていうことはなかなか予断できませんので、ちょっとお答えできないんですけれども、手続としては今そういった状態にあるということでもあります。

○司会者（消費者庁・金田） 一番最初に手を上げられた方、また手を上げられていたので、もう1回質問されますか。

じゃあ、お願いします。

○質問者 A BSE が発生した国からの牛肉は輸入しないっておっしゃいましたが、アメリカで BSE が発生しているかどうかというのを確実に把握することができるんでしょうか。私、DVD を見たんですね。アメリカの牛が、食用牛が飼育されているとこね、そこではへたれ牛というんですか、もう歩行困難な牛もうじゃうじゃいました。

それで、先ほどおっしゃった枝肉にしてから高压洗浄できれいにしているんだっておっしゃいましたが、実際にアメリカの牛肉、食肉のそういう作業場でそういうことをしているということは確認しているんでしょうか。

それで、膨大な量の牛肉が輸入されてきていますけど、そういう検査なんかはどうなっていますか。

○司会者（消費者庁・金田） 引き続き、輸入検疫の件ということで、厚生労働省からお願いいたします。

○道野（厚生労働省） 国内の基準の変更についても御質問いただきたいところですが、まず御質問ですからお答えします。

まず、米国で BSE の把握ができるのかということですが、もう一度繰り返しますが、BSE が発生した、1 頭目が発生した段階で輸入はストップしたけれども、その後リスク評価結果に基づいて一定条件で再開しているというのが現状ですね。

それで、そういったリスク評価に当たって、私どものほうで米国側の調査をしたり、米国側からデータの提出を受けたりということで、特にこういった御質問のサーベイランスの分野については日本側の専門機関である農林水産省の御協力も得て、データの収集をしています。

米国においても、国際機関が要求する水準のサーベイランスというのは行われている。先ほど私の説明の中にもありましたとおり、健康牛の、健康と畜牛の検査はしていませんが、国際機関が要求する水準での BSE の可能性がある農場で発見されたようなそういった牛についての検査ということは行われていて、それは国際水準、国際機関が要求している

水準にあるということです。

それから、御質問の作業場でどういうふうに行っているのか、見ているのかということにつきましては、厚生労働省のほうで、農林水産省とも協力をいただいているわけですが、毎年、定期的にアメリカの対日輸出処理をしている牛肉のと畜場に担当官を派遣しまして、そういった作業というのは日米の約束どおりやられているかどうかということについての検証のために行っています。

もちろんずっと見張っているわけにはいかないわけですね。

こういったものというのは、日本から輸出する場合もそうですし、アメリカから輸出する場合もそうですけれども、それぞれの輸出国政府が責任を持って管理をする。

ただし、任せっ放しというわけじゃなくて、日本もアメリカの現場のチェックに行くと。アメリカも日本の現場のチェックに来る。今、アメリカちょうど来ていますし、私どももおっつけ米国に、また担当官を派遣するというような段取りをしていくことになると思いますけれども、そうやって2国間での約束事というのがきちんと実行されてるかどうかということの確認するわけです。

さらに輸入時にも、米国から輸入される牛肉について、もちろん現場での検査ということで、おっしゃるような、そういう脊髄とかが付着してないかどうか、例えば舌なんかたくさん輸入されていますから、舌の、さっき神戸の所長がおっしゃっていましたが、奥のほうに扁桃があるので、適切な部位でちゃんとカットがされているかどうかということについても、これは、全数検査はなかなか難しいですけど、抜き取り検査ですけれども、それは検査をやって確認をしています。

そういったことで、現地での査察と、それから輸入時のそういった検査で、相手側、例えばアメリカであれば、輸出国、輸出国、例えばアメリカであればアメリカ産牛肉の対日輸出基準が守られているかどうかということについて検証しているというのが国の対応になっています。

○司会者（消費者庁・金田） では、一番前の方、お願いします。

○質問者C 私、大阪南港臓器の山口と申します。

食肉市場内の分別管理についてちょっとお願いしたいんです。1月24日、大阪でこのリスコミを聞いたときには、SRMに関して頭部の口腔内も使えると、脳も食べてよろしいと、そういうぐあいにそこで厚労の方から聞いたんですが、その後またいろいろ食肉衛生検査所からもいろいろ変わって、口腔内はだめと。あご肉はオーケー、コメカミもオーケー。そういう見解をね、もう厚労がはっきりあれはだめ、これはよしと、はっきり決めていただいて、全国一律にそういう指導をしていただきたいと思いますけど、その見解をお願いします。

それと、もう1つ、農水の方にちょっとお願い、聞きたいことが。輸出促進と申しますけどね、市場に、食肉市場、全国何カ所ある中で、我々、大阪でも建値市場として立派な市場なんですけどもね、輸出できる環境を農水からも御指導願えて、施設改善もできるものならやっていただいて、我々も輸出したいんですわ、なんぼでも。売れる品物があるからね。そういう農水も御協力をいただけたら、そういうことです。

○司会者（消費者庁・金田） まず、最初の御質問は食べてよい部位について統一ができていないのではないかということ。これ厚生労働省に対して。

あと、2点目、輸出促進に向いての施設整備について、これは農水省についてということですが、回答をお願いいたします。

○道野（厚生労働省） 1点目についてお答えします。

ちょっと混乱をさせたということであれば、本当に申しわけありませんでした。

実は、口の中、口腔内というのは何が問題になってくるかと言うと、先ほどから出てる扁桃の問題ですね。

扁桃というのは、例えば、前歯があったら前歯みたいにくろっとうこう1個こう、こういうふうには、これですというふうには特定できればいいんですけども、言ってみれば粘膜に、専門的に言うとびまん性と言うんですか、要するにばらばらとうこう、ある程度固まってるんですけども、分布してる組織なので、ここが境界っていうふうにはわかる場所も

あるし、わからない部分もあるんですね。

舌の場合には、先ほども所長からちょっとお話ありましたが、有郭乳頭といって大きい粒々がこう舌の奥のほうにあるんですけど、点々と大きい粒々の一番後ろのところで切ると、それより前にはもう扁桃っていうのは心配しなくていいんですけども、一方で口の内側に関しては、その分布っていうのが必ずしも一様じゃないので、舌を取って、残りのところに関しては、やはり SRM として焼却をしていただきたいということだったわけです。

その説明を恐らく 1 月 24 日に説明した際に適当でなかったのかなというふうに思います。

ただ、その内容については 1 月 28 日でしたっけ、2 月 1 日の改正内容について、省令改正をした際にあわせていろいろこう解説をしました。それから先ほどから出ていると畜場での分別管理に関してもガイドラインというのを厚生労働省から出しているんですけど、その中で、そういった今、現時点の知見では、そういったことで 30 か月齢以下でも口の内側、外側の肉はもう全然問題ないんですけども、内側に関しては扁桃が完全に切り切れない可能性があるので SRM として焼却していただきたいということを文書でお願いをしたという経緯でございまして、今後、現場が混乱しないように、私どもも十分配慮していきたいと思います。

○熊谷（農林水産省） 牛肉輸出に関する御質問をいただき、ありがとうございます。輸出には、ハード面とソフト面の両方で対応していく必要があります。一方で、日本の消費者の皆さまに安全な畜産物を提供するという意味でも、従前より、衛生水準の向上や作業管理しやすい近代的な畜場や食肉処理場の整備を進めております。農林水産省の事業について具体的に申し上げますと、食肉センターであれば生産局畜産部食肉鶏卵課が担当する事業がありますし、食肉卸売市場であれば、食料産業局食品製造卸売課卸売市場室の事業が用意されています。それぞれの事業は、国内における食肉の流通改善の観点に加え、輸出もターゲットに入れた形で事業が実施できるような取り組みが現在考えられておりま

す。具体的な案件や御要望があれば、それぞれの担当部局に御相談いただきたいと思えます。

また、食肉卸売市場では、既に輸出に取り組んでいるところがあります。例えば群馬県玉村町の食肉卸売市場、また日本で処理規模が一番大きい東京都港区芝浦の食肉卸売市場でも食肉処理・販売事業者が輸出に取り組んでおります。また、愛知県名古屋市の食肉卸売市場も、それぞれ牛肉輸出に取り組んでいます。

この地は、神戸ビーフで大変有名な、まさに日本を代表する牛肉を生産する地域として知られておりますので、今後とも良く連携を取り、神戸ビーフがまさにこの地から輸出されるような形になればと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

○司会者（消費者庁・金田） では、真ん中の方、お願いします。

○質問者D 大阪の南港市場の荷受け会社の森田と申します。

全頭検査の件についてちょっとお尋ねしたいんですけど、一応今回、検査対象が48か月超ということになれば、全頭検査が廃止されるわけですけども、マスコミの報道などでは1割の自治体が全頭検査を継続するというようなニュースが流れているんですね。非常に要するに検査をしなくていい対象外の物が、検査済みという格好で出回りますと、消費者も戸惑いますし、と畜の現場でも、非常に困る、混乱が生じると思うんですね。この辺の指導をどういうふうにするのか、お伺いしたいというように思います。

○司会者（消費者庁・金田） 全頭検査の継続について、厚労省のほうからお願いいたします。

○道野（厚生労働省） ありがとうございます。お答えします。

先ほど、私のほうの説明でもあったとおり、各地方自治体から、一斉に全頭検査を見直すということについて、国のほうで調整してくれという御要請がございました。

それで、報道関係でありますけれども、今おっしゃっている9割が見直すと言っているけれども、あと1割は見直さないと言っているということで、それはちょっと誤解があります。要は現在、私どものほうでBSE検査をやっているということで、検査の補助金を出

している自治体が 75 自治体あります。

その中には 44 の都道府県と、プラス 31 の保健所設置市、政令市っていうのがあります。大阪市なんかは政令市のほうですし、兵庫県なんかは都道府県のほうになるわけですが、どちらも。

その 75 の中で 70 については、これは多分、報道の 9 割ということですが、見直す、もしくはその方針で手続を進めていると答えています。

あとの残りの 5 に関しては、4 カ所は、検討中ということで、一応まだニュートラルということですね。ニュートラルっていうことで、続けると言ってるわけじゃないです。

1 カ所については、今のところ回答できないという答えになっています。

某新聞なんかでは、継続すると言っているところはないと、継続ゼロっていうふうに報道しているところもありますけれども、それは確かに正しくて、私どものほうの調査でも継続方針という自治体はありません。

ただ、現時点ではどっちとも言えないで検討中って言っているところが 4 カ所ある。そういうものに関して、そういうところがひょっとしたらそういう継続っていうような形で伝わったのかもしれませんが、これは厚生労働省サイドの調査でも、それからマスコミの調査でも、7 月 1 日以降継続するって言っている自治体は今はありません。

○司会者（消費者庁・金田） 済みません、記録の都合がありますので、マイクを持って御質問ください。

○質問者 D ということは、マスコミの報道が間違っていましたということなんですか。

○道野（厚生労働省） 記事をよく読んでみましたが、継続するというふうには書いていません。それはちょっと記事、確認していただければいいと思いますけど、別に新聞記事を私がフォローする立場にはないですけれども、継続方針の自治体があるという報道はないと思います。

○質問者 D 朝日新聞の 22 日の朝刊ですけどね、片一方は廃止しますと、はっきり記号

で書いてあるんですね。あとの1割については、だから反対ではないかと、読者は理解しますよね。こういう報道というのはやっぱりきちっと行政のほうで、改めるなら改めるということでやってもらわないと、これ消費者は本当に誤解しますよ。

○司会者（消費者庁・金田） それでは、前の女性の方、お願いします。前から2番目の女性の方です。

○質問者E 新日本婦人の会の由利と言います。

48 か月超まで緩和するということなんですけれども、30 か月に緩和されたのが4月1日からですね。

また、それが始まったばかりなのに、いきなりまた48 か月ということでは、私たちやっぱりちょっと不安はぬぐえないところがあるんですね。

見直しの基準というのをこの資料にもいろいろ書いてありますけれども、BSE 発生牛が48 か月より高齢の牛で、ほとんどがそうであるということなんですけれども、100%ではないということですね。そうするとわずかでもあるし、わずか数%かもしれませんが、本当にわずかなのかもしれませんが、48 か月未満の牛でもBSEが発生しているということになりますよね。

やっぱりそこを未然に防ぐのが検査の役割であって、いきなり48 か月になったら全頭検査も今しない方向だということになれば、ますます消費者としては不安が残りますね。非定型何とかというの、発生メカニズムとかもはっきり明らかになっていないということも専門家のほうでは指摘をされていますし、パブリックコメントではやはり大多数が全頭検査は廃止しないでほしいという声があったということも聞いていますので、私たち消費者の立場からすれば、やっぱりこの48 か月に緩和するのではなくて、やっぱりきちんと検査をして、しかも全頭検査はやっぱり国の補助金を出してでも、きちんと検査していくのがやっぱり行政のあり方ではないのかなと思うんです。国民の命を守るというのが行政の立場だと思いますので、その辺のところはいかがなんでしょうか。わずかなことを無視できるという根拠はあるんでしょうか。

○司会者（消費者庁・金田） 2つ御質問いただいたと思います。

1つ目、48か月齢以下の牛のリスクをどう考えるかというのが1点。

もう1点が、全頭検査、引き続き続けるべきではないかという御指摘と思います。

最初のほうのリスクの件については酒井座長からお願いできると思います。検査のほうは厚生労働省からお願いいたします。

○酒井（食品安全委員会） 御質問ありがとうございます。

先ほど司会の企画官から、あるいは私からお話をさせていただきましたが、諮問には3つの項目がありました。1つ目は国内措置で、2つ目はと国境措置と。3つ目は国際的な基準を踏まえた上で月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク評価であります。

1つ目と2つ目の国内措置と国境措置につきましては、規制閾値を20か月齢から30か月齢超とした場合のリスク評価を行い、その結果は10月にお返しをしました。

今回は国際的な基準を踏まえたうえで、さらなる検査月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク評価で、今回の5月に国内措置の検査対象月齢を48か月超に引き上げても、人への健康影響は無視できると判断しました。

御理解をいただきたいと思います。

御質問にあります48か月齢以下のリスクですが、それは何回も申しますが、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間の説明で用いたスライドでAグループとBグループの比較の表がありました。スライド番号の6番であります。

これを見ていただきますと、BSEのこれまでの発生の実績を踏まえますと、感染陽性牛の出生年月から見て、最終発生から11年が経過しています。

この11年間、発生が確認されてなければ、いわゆる最終発生後の出生コホートである出生年月が同じ群においてBSEが発生する可能性はほとんどないと考えられます。

ゼロリスクではありませんが、したがってこれは間違いなくこの安全性は確認されていて、BSEが発生する可能性はほとんどないという表現で説明しております。

したがって、今後BSEが発生する可能性はないと御理解をいただきたいと思っております。

す。日本においては 2002 年 1 月に出生した牛が最後の 1 頭で、それ以降 BSE の発生は確認しておりません。

2013 年 1 月で 11 年経過しておりますので、日本において今後 BSE が発生する可能性はほとんどないと言えます。

しかし、出生後の経過年数が 11 年未満の出生コホートがまだ存在しますので、そうした牛対しては継続して検査を行い、48 か月齢以上については検査を継続すべきであると先ほど説明をいたしました。

当面の間、検査を継続することにつきましては、将来的には発生条件に関するデータ、あるいは BSE に関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえまして、検査対象月齢をさらなる引き上げを検討することがリスク管理側から諮問をいただければ、我々としては検討をしていくということになろうかと思えます。

これはあくまでも 11 年間発生をしていませんし、経過を見ていただき、この BSE は一般の感染症と感染環が異なり、BSE プリオンに汚染された飼料を牛が摂取して初めてそこで感染が成り立ちます。

しかし、いわゆる原因である SRM が除去されています。さらに牛に対する飼料規制の強化が継続されていますので、二重、三重の感染防止の網がありますので、恐らく日本では今後 BSE が発生する可能性はほとんどないと言えます。

したがって、国内の検査対象月齢を 48 か月超に引き上げても人への健康影響は無視できると結論させていただきました。

○道野（厚生労働省） それでは、全頭検査を続けるべきだという御指摘なわけですが、もちろん命を守るのは非常に大事だと、それはもう当然でありまして、我々も要は安全性に懸念があるような基準改正というのをしようというわけではありません。あくまで安全な範囲で基準を見直していくということです。そこはまず念を押しておきたいと思えます。

ただ、この BSE 規制も含めて食品の安全対策というのは、基本的には規制なわけです。

規制に関して、そういう食品安全規制に関しては、これは例えば国内であれば食品安全基本法。それから国際的に言えば、WTO 協定と言いまして、国際条約ですけども、そういったものでやはり科学的根拠に基づいて実施するということが定められているわけです。

ですから、食品安全委員会のほうで安全な範囲での評価が出てくれば、それに応じて食品安全規制も見直していくということをしていくわけです。

そういったことで、我々としても別に危険な物を流通させるとか、そういったことは全く意としていないわけで、あくまで安全性を確保するという大前提の中でそういった規制の見直しのほうをやっていきたいというのが今回の省令改正であり、全頭検査の見直しであるということでもあります。

やはり全頭検査、非常に BSE 対策はここ十数年、重要であったわけですし、これからも引き続き重要だというふうには思いますけれども、一方で食肉の安全対策っていうのはさまざまな課題もあります。

そういったことで、やはり現行、そういった食肉の中での健康に対するリスクというものを考えて、やはりいろいろな対策というのが求められているわけですから、的確に対応していくということが大事ではないかなというふうに考えています。

○司会者（消費者庁・金田）　引き続き、真ん中の方、お願いします。

○質問者 F　私、西宮市食肉センター管理課の南崎と申します。

全国のと畜場で全頭検査をやめようと今していますが、消費者の動向等を気にして、なかなかちょっと慎重になっているところだとは思いますが。BSE 問題におきまして牛肉の安全性が何によって担保されているかと言えば、BSE 検査の陽性、陰性ではなくて、特定危険部位の除去によるものだとは思っています。

しかし、消費者の中には検査によって陰性だったから安全だろうというような認識が少なからずあるのかとは思いますが。これは消費者自身の勉強不足や小売業者、報道機関による対応なども考えられるのですが、政府が以前、昔に全頭検査を行うようにし、それが現在もまだ続いていること、また特定危険部位の除去の意義を広めてこなかったことも原因

の1つであると考えています。

そこで、今後は政府として BSE のリスクについて、特定危険部位の除去により安全性が確保されていることを消費者に理解を広めるような取り組みを行っていただきたいと思えます。

また、報道機関や小売業者がこれまで以上に正しい知識を消費者に伝えることができるように、政府としても積極的に情報を発信するなどしていただければ、各と畜場において全頭検査を安心して廃止することができると思いますが、いかがでしょうか。

○司会者（消費者庁・金田） 特定危険部位を除去することによってリスクを低減しているということについて、積極的な情報発信をすべきではないかという御意見でしたが、これ厚生労働省のほうからよろしくをお願いします。

○道野（厚生労働省） 過去にどうだったかということをごここでどうこう言ってもしょうがないですけども、おっしゃっていること、やはり SRM の除去が重要だということももう科学的にもはっきりしています。例えばイギリスにおいても、この問題っていうのはもちろん牛の病気が大変だということもありますけれども、さらに言えば、人への健康リスクがあるということが問題で、それは変異型のヤコブ病の原因になるということで、問題になってきたわけです。

イギリスにおいても、少し範囲は異なりますけれども、SBO と行って、今で言う、我々が言っている SRM ですけども、それを除去して食用にしなくなってからは、それ以降、生まれた人の中から VariantCJD、変異型のヤコブ病の患者さんというのは出ていないということですから、やはり SRM の除去というのがいかに有効かということは、当然のことだと思いますし、それをやはり PR していくということは大事だと思います。

それから、BSE の全頭検査については平成 13 年の当初、厚生労働省サイドでは 30 か月齢以上というような形で動き出したわけですけども、やはり当時、国民の皆さんの間で非常に不安が大きかったということがあって、それは科学的にはそうだとすると、全頭検査を始めましょうということで始めてきたわけです。

ただ、そういったPRの中で、確かに全頭検査ってすごくわかりやすいというのと、言葉が。検査に限界があるってというようなことも当時いろいろ指摘したような記事も少なからずあったけれども、政府の発信する政府の側にも原因があったかもしれませんし、それからそういう言葉のわかりやすさということもあって、少し検査のほうにこうウエートが乗った形で、いろんな形で情報が流通したってことはきっとそうなんだろうというふうに思います。

ただ、やはりサイエンスの話としては、これはもう従前からSRMの除去が非常に重要なことであるということは、はっきりしていることですし、そういったことについて継続的にPRしていくってことはおっしゃるとおりだというふうに考えています。

○司会者（消費者庁・金田） 奥の段の方です。お願いします。マイクをお願いします。

○質問者G 宮崎ビーフセンターの児玉と言います。

2つあります。

まず、1つ目は、現状、と畜場において、国産牛肉の処理工場において出る浄化槽の汚泥、これは焼却の処理が義務化されているわけですが、先ほどからも非常に安全ですよ、今後大丈夫ですよという発言をされていますが、7月1日からの汚泥の処理はどうかという質問が1つ。

それと、もう1つは、現状BSEの検査合格まで処理された商品、持ち出し禁止になっていますが、7月1日から持ち出し禁止はどうなりますかという質問2つです。お願いします。

○司会者（消費者庁・金田） と畜場における浄化槽汚泥の問題が1つ。

そして、2つ目、BSE検査が終わらない物についての持ち出し禁止の取り扱いについて。と畜場所管の厚生労働省からお願いいたします。

○道野（厚生労働省） 済みません、汚泥の焼却の話は多分その後の用途の問題があって、多分そうなっていると思うので、ちょっと厚生労働省のほうから説明はちょっと難しいので、後ほどちょっとわかる方あれば御発言いただきたいです。

それから、持ち出し禁止の問題は、これとは畜場法に基づくものでして、要はと畜検査を実施している間には、幾つかの例外はありますけれども、原則持ち出しは禁止。それは牛のパーツについて、どれも持ち出してはいけませんよっていうのはと畜場法の規定になっています。

もちろんBSEの検査の対象外である48か月齢以下について、全自治体一斉に見直していただけというふうに考えていますので、そうすれば、BSEの検査はもう関係なくなる。もちろんほかの検査でひっかかっている物はだめですけども、検査が終了していれば、法的には持ち出し禁止はかからないということになります。

○司会者（消費者庁・金田） 汚泥処理について何か農水省さんからは特に知見ないですか。

済みません、ちょっと今、汚泥処理についてはちょっとお答えできる人がいないので、済みません、ちょっと保留させてください。済みません。

じゃあ、先に前の方の手が上がりまして、前の方、お願いします。

○質問者H 肉の生産現場からちょっと質問したいんですが、発生は限りなくゼロに近いけどゼロではないということです。

それで、我々、生産農家としてもいろいろ飼料規制、その他いろいろな規制を守りながら生産しているんですが、はっきり言って検査してもらわんとわからん面があると思います。

それで、もし生産者から検査依頼があった場合、検査してもらえるのか。また、その費用はだれが持つのか。それで、そういう証明は発行しますか。それを質問したいと思います。お願いします。

○司会者（消費者庁・金田） これは生産現場の問題と、あと検査を希望する場合にその体制があるのか。予算はどうなるのか、費用はどうなるのかという、ちょっと農水省、厚労省、両方にまたがる問題かと思うんで、それぞれからちょっと今お考えを言っていたらと思います。

○道野（厚生労働省）　　まず、と畜場の検査というのは、これは義務でありまして、先ほど申し上げているとおり規制なので、制度の建前から言うと、都道府県知事が必要な検査を行うということになっているわけです。もともとと畜検査の申請者、生産者の方もいらっしゃるし、流通の方もいらっしゃると思うんですけども、制度上で言えば、と畜検査の申請者が検査の内容について、これはやってくださいとかっていうことは、これはもともと制度の仕組みとしてそういうふうな仕組みにはなっていないんです。あくまでそれはと畜場においては、都道府県知事の検査と制度上は言っていますが、実際には食肉衛生検査所の獣医師が、専門的な立場から必要な検査を行うという仕組みになっています。

そういったことで、今回仮に48か月齢以下の牛について所有者の方がBSEの検査やってくれとおっしゃっても、それは申請を受けたり、申請に基づいて検査をしたりという仕組みにはなっていません。

○熊谷（農林水産省）　　今回のと畜場のBSE検査の見直しについては、厚生労働省と農水省が連携して取り組んでいる部分もありますので、補足いたします。

御承知の方もいらっしゃると思いますが、4月19日付けで厚労省の食品安全部長と農水省の畜産部長の連名で、「今回のBSE検査見直しについては、混乱のないように本年7月1日から全国一律に、新しいルールのもとでの検査に移行できるような取り組みをお願いしたい。」という内容で、各都道府県知事及び保健所の設置市長に対して通知しております。この通知の趣旨を徹底されることによって、生産者から48か月齢以下についてもBSE検査を継続してほしいという要望が出なくなるように全国一律に移行したいということです。日本国内での生産は、もう完全にBSEの循環は絶たれていますし、また、先ほど申し上げましたように、無視できるBSEリスクの国になった後でも、必要な飼料規制は継続します。また国際的にステータスを維持するために必要なサーベイランスとしては、と畜場と生産段階のそれぞれの分野でBSE検査を継続していきますので、御理解いただきたいと思えます。

○司会者（消費者庁・金田）　　ちょっと後ろの方が先に手を上げていましたので、後ろ

の方、先ほど手を上げた方、真ん中の方、お願いします。

○質問者 I 管理栄養士の専攻等関わっている大学職員、食品安全委員のモニターもしております管理栄養士の横山明美と申します。

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等が頑張っている科学的なデータを出していただいているんですが、なかなか一般の市民さん、または国民に伝わらない中で、きょうこちらのほうでお勉強させていただいた中で、と畜場のお写真を見せていただいたことでさらに学びを深めることができました。栄養士会や、また管理栄養士養成校等でそういった場所の見学会など御検討いただければなと思ひまして、発言させていただきました。

○司会者（消費者庁・金田） より具体的なところということで、松尾所長、見学の受け入れってというのは可能なんでしょうか。

○松尾（神戸市食肉衛生検査所） 実は、神戸市場は、開かれた市場ということで、平成8年7月に開場しまして、当時はそういうことで見学者も相当あったんですけども、その後ちょっとしたトラブル等もありまして、一応、今は開放はしていないという状況です。公的なそういう仕事は別として。

ただ、聞くところによりますと、兵庫県、特に加古川食肉センターなんかオープンにされているというようなことを聞いております。

○司会者（消費者庁・金田） ぜひ参考にさせていただいたらと思います。

前の方の手が上がりまして、前の方、もう一度お願いします。

○質問者 C 大阪南港臓器の山口です。何回も済みません。

私ども大阪食肉検査所の指導のもとで SRM はきっちり除去して、もうこれ以上心配するようなことのないような仕事をやっているんで、もう 48 か月じゃなしに、72 か月、EU 並みにしたらどないですか。そういう見解はお持ちですか。

○司会者（消費者庁・金田） 検査必要月齢を引き上げるべきではないかという御質問だと思いますが、座長からお願いします。

○酒井（食品安全委員会） 例えば、EU では、一部の国ではすでに健康と畜牛について

は検査を廃止する国もあると聞いております。BSE のリスク評価の過程の中ではいろいろ議論はありました。

しかし、私が最後のスライドをお見せしました 19 番のスライドでありますように、なぜ検査月齢を 48 か月にしたのかという根拠を是非ご理解いただきたいと思います。これは、科学的な根拠に基づいて結論を導き出さないといけません。それは発生確認の最低月齢であり、それから EU の例あるいはフランスにおける BSE 発生の実績からの推定、それと感染実験成績に基づいています。

ですから、将来は更に蓄積された科学的知見に基づいて改正を当然しなければならないと思いますのが、当分の間は、今回導き出した結論で行っていただきたいと思います。さらに、新しい科学的知見が得られれば、十分に精査をした上で新たな方向性が出てくるではなかろうかと思えます。今ここで、その後は何か月齢ということは、発言はできません。

1 つ重要なことは、この BSE の潜伏期間は 5 年半から 6 年であります。

ですから、先ほどの摘発牛の出生年月で見ますと、最終発生から 11 年経過していますので、潜伏期では約 2 サイクルを経過しています。BSE は異常プリオンを経口摂取するこれはサイクルを繰り返すことによって感染が成り立つわけですから、ちょうど 2 サイクルがもう済んでいるということで、恐らくこの 2 サイクルが経過していますので、この点からも清浄化されていると判断します。

ちなみに、我が国で検出されました BSE の 21 か月齢と 23 か月齢は、特別の例で、感染性は認められていません。これらの例を除きますと、陽性牛は平均 88 か月齢であります。

また 57 か月齢から 185 か月齢に分布しています。

参考にしていただければ幸いです。

先ほどからご発言がありましたが、消費者の方に御理解いただけないとか、マスコミの方に御理解いただけないとかがありました。こうした交流の席を多く設けていただき、コミュニケーションを図りながら共通の認識と情報の共有化を図ることが非常に重要だろうと思えます。

従って、本日開催されたこの会は非常にすばらしい会だと思っています。今後もさらに頻繁に開催していただき、皆さん方と食の安全性と、さらに安心というところに、やはり信頼というものがあって初めてそこに成り立つと思いますので、今後ともよろしく、多くの御意見をいただければと私は思っております。

○司会者（消費者庁・金田） 4時に閉会の予定ですが、近づいてまいりましたので、質問、意見おありの方は全員手を上げていただければと思います。まとめてお答えしたいと思います。質問、意見、はい、じゃあ、その方、女性の方、お願いします。

○質問者J 新日本婦人の会垂水支部の田中と言います。

先ほどから安全、安全と言われているんですけど、私は11年の東北の大震災、大津波が起きたときから絶対安全ということ信用しないことにしております。資料3だと思いますけど、12番の中にあるんですけども、食品安全委員会からの答申の下に、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。非常に小さくても、例え針の穴のような小さなものでもあることには間違いはないと違いますでしょうか。私は絶対にということを書かれない限りは信用いたしませんので。

○司会者（消費者庁・金田） リスク、つまり絶対ということとリスクについて、この関係について科学者のぜひ座長にお考えをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○酒井（食品安全委員会） すべてに対してゼロリスクはありません。

しかし、我々が判断する科学的な知見、あるいは科学的な情報に基づいて、適切に判断をしなければなりません。国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げても人への健康影響評価は無視できると判断をしたということでもあります。

ですから、これからもゼロリスクではない社会で生活していますが、その中で最善の策を講じ、努力をして、科学的な結果を導き出し、それを御理解いただくと努力をすることが我々の努めであろうと思っております。

○司会者（消費者庁・金田） リスク管理側の各省から何か追加があれば。

○道野（厚生労働省） 結局、食品安全行政はどうあるべきかということなんだと思います。

もちろん、わずかなリスクがあるのならば、あらゆる資源を投入して対応するべきだという御意見も当然あると思います。

我々、今、進めているものというのはどういうことかと言うと、やはりリスクはゼロでないかもしれないけれども、それは実際にじゃあ起こり得るようなことなのかということ。ここで考えた場合に、やはり科学的に見た場合にそういうリスクとしては非常に小さい、または無視できるというものについては、見直しをすればいいし、実際にリスクが起こり得るというものについては、きちっとやはり対応をしていくということで整理をしていくというのは非常に重要だと思います。

じゃあリスクがどの程度あるのか、対応すべきリスクがどの程度あるのかということの判断は、今、日本の国では、食品安全行政に関しては食品安全委員会のそういう科学的評価というものに基づいて進めましょうというのが日本の仕組みになっているわけです。

そういったことで、今、独立したそういうリスク評価機関の結論に基づいて、管理組織、食品安全対策はやっていきたいと思います。そういうところについて、少しでも皆さんに御理解をいただきましょうというのが、この会であり、ぜひ食品安全行政については、そういうふうな仕組みのものだという前提の上で、いろいろと御議論いただけると非常にありがたいなというふうに思います。

○司会者（消費者庁・金田） 4時を過ぎました。最後にどなたかもしおられましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、予定していた4時を過ぎましたので、質疑応答を終了させていただきます。皆様、熱心な御議論ありがとうございました。

本日いただきました御質問、御意見などを関係省庁で共有し、今後の行政に役立てさせていただきますたいと思います。

本日の説明会はこれにて終了させていただきます。

どうも議事の進行につきまして、どうもありがとうございました。

なお、お渡ししましたアンケート用紙につきましては、ぜひ御記入の上、出口の回収箱に入れていただければと思います。

ごみにつきましては、申しわけありませんがお持ち帰りください。

本日は大変ありがとうございました。これにて終了といたします。ありがとうございました。